

令和7年11月28日

城陽市公営企業管理者職務代理者
上下水道部長 竹内 章二 様

城陽市上下水道事業経営審議会
会長 楠見 晴重

城陽市下水道事業ビジョンの中間見直しについて（答申）

令和7年7月18日付け7城水第50号で諮問された標記のことについて、
城陽市上下水道事業経営審議会の審議の結果を取りまとめたので、別添のとおり答申する。

城陽市公営企業においては、本審議会の答申を十分尊重し、事業を着実に実施されることを要望する。

城陽市下水道事業ビジョンの中間見直しについて

答申書

令和7年11月28日

城陽市上下水道事業経営審議会

1. 総論

城陽市下水道事業ビジョン（以下、「ビジョン」という。）は、「安全・安心」、「持続」及び「快適」の3つの大きな柱から構成されており、今回の見直しは「安全・安心」及び「持続」の2つの大きな柱を中心に見直しがされている。

個別事項については次項で述べるが、令和2年度策定の当初ビジョンからの事業環境の変化に対応した所要の改正が行われており、その改正内容は妥当であると評価する。

2. 個別事項

(1) 「安全・安心」について

①重要な管路の耐震化の推進

緊急輸送道路と軌道下に敷設されている重要な幹線管路については、概ね耐震性が確認できたことから、他の幹線管路について引き続き耐震化を推進すること。

(2) 「持続」について

①包括的民間委託レベル3. 5（以下、「ウォーターPPP3. 5」という。）の着実な履行

令和8年度から導入するウォーターPPP3. 5は、維持管理と更新の一体マネジメントに代表される新たな取り組みが組み込まれており、下水道事業の持続性の確保等に資する枠組みと評価する。

しかし、この枠組みにおいては、受託事業者による公共サービスの履行に関し、約定に従い適正かつ確実なサービスの提供の確保がなされているかどうかを適切に監視（測定・評価）すること（以下「モニタリング」という。）が非常に重要となる。

このモニタリングの技術について、その向上及び継承に注力すること。

②老朽化対策の取り組みの推進

ウォーターPPP3. 5における維持管理と更新の一体マネジメントの取り組みを着実に進め、下水道管等の老朽化に起因する道路陥没事故等の防止に努めること。

③広域化・共同化（以下、「広域化等」という。）の取り組みの推進

京都府木津川流域下水道に宇治田原町が編入されることに伴い整備される木津川東部幹線に、本市東部丘陵地（中間エリア）開発区域に整備予定の污水管も接続すること等を受け、関係市町と連携して広域化等の取り組みを推進すること。

④財政計画の適宜適切な見直し

ビジョンの各施策の見直し等に対し、財政面での点検が必要であり、本中間見直しでは、財政計画の見直しという形で以下のとおり整理がなされているが、その内容は妥当と判断する。しかし、国の制度改正や今後の事業環境の変化等により財政状況は変動しうるので、下水道事業の持続性の確保が担保されるよう適宜点検を実施すること。

ア) 資本費平準化債の発行拡大について

資金不足の解消及び災害等により使用料収入が途絶えることを想定した一定額の資金確保のための財源として、資本費平準化債の発行を拡大する。

イ) 下水道使用料について

財政計画の見直し内容からビジョン期間内に下水道使用料の改定を行わない。

(3) その他

①経費の削減努力について

ウォーターPPP3.5という新技術の導入に資する新たな枠組みができたことから、積極的に新技術の導入等による効率化、省力化を図り、経費の低減に向けた取り組みを怠ることなく進めること。

②適切な情報発信について

ビジョンの内容はもとより、令和8年度からウォーターPPP3.5という新たな枠組みでの事業がスタートすることから、適宜適切な情報発信に努めること。